

名古屋市パートナー都市連携指針

平成31年1月22日

1 パートナー都市連携の目的

外国諸都市と分野を特定した都市間の連携を行うことにより、本市組織や民間団体などの交流・協力をより一層促進し、世界のより多くの都市との交流の深化を図るもの

2 パートナー都市連携の特徴

姉妹友好都市提携のようにあらゆる分野での包括的な交流を目指すものではなく、観光・文化など特定の分野において、双方に実益をもたらすものとする（本指針に則し各所属において連携を進める）

3 連携にあたっての考え方

- ・特定した分野において双方の実益を目指した交流を行うとともに、交流の発展を目指し新たな分野における交流を検討するなど、交流の深化を推進するものとする
- ・継続的かつ将来的な発展が見込まれるものを対象とする
- ・既に市内の民間団体（大学・商工会議所・商店街・交響楽団・ライオンズクラブ等の慈善団体）等と相手都市の民間団体等との間に交流がある場合においては、その交流を踏まえ、双方の都市の一層の交流・協力を促進するものとする
- ・都市とは、各国において当該特定分野における自治権限を有する行政単位とする

4 締結都市に係る民間活動(連携の目的に合致したもの)等への支援例

- ・事業の協働実施
- ・助成等を通じた財政支援
- ・交流活動の広報
- ・後援名義の付与
- ・締結都市との連絡調整や情報提供等交流の円滑化を図るための条件整備 等

5 締結

- ・提携に当たっては、文書にて行うものとする
- ・締結文書の署名者については、締結の目的が達せられるよう各分野における事業の責任者（原則、局長級職員以上）が行う
- ・締結後、国際化推進会議を通して全庁共有を行う

(総務局国際課)